原子力発電所の廃止措置を踏まえた

「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」の改定等について

平成28年2月10日 関西電力株式会社 日本原子力発電株式会社 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

関西電力株式会社および日本原子力発電株式会社は、美浜発電所1、2号機、 敦賀発電所1号機の廃止措置に向け、本日、福井県および美浜町、敦賀市と、「原 子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」等について改定しました。

また、関西電力株式会社および日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、福井県および美浜町、敦賀市と、廃止措置の取組みにかかる確認事項を記載した「原子力発電所の廃止措置等に関する協定書」を締結しました。

- 1. 「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」の改定
 - ○締結者

①甲:福井県·美浜町 乙:関西電力株式会社(美浜発電所)

②甲:福井県・敦賀市 乙:日本原子力発電株式会社(敦賀発電所)

2. 「美浜発電所に係る敦賀市域の安全確保等に関する協定書」の改定

○締結者

甲:敦賀市 乙:美浜町 丙:関西電力株式会社(美浜発電所)

3. 「敦賀発電所に係る美浜町域の安全確保等に関する協定書」の改定 ○ 締結者

甲:美浜町 乙:敦賀市 丙:日本原子力発電株式会社(敦賀発電所)

- 4. 「原子力発電所の廃止措置等に関する協定書」の締結
 - ○締結者

①甲:福井県・美浜町 乙:関西電力株式会社(美浜発電所)

②甲:福井県·敦賀市 乙:日本原子力発電株式会社(敦賀発電所)

③甲:福井県·敦賀市 乙:国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

(原子炉廃止措置研究開発センター)

以上

添付資料:原子力発電所の廃止措置等に関する協定書

原子力発電所の廃止措置等に関する協定書

福井県および敦賀市(以下「甲」という。)と国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「乙」という。)は、乙の原子炉廃止措置研究開発センターにおける原子炉施設の廃止措置について、当該廃止措置に係る特有の課題に適切に対処するとともに、当該原子炉施設の運転および廃止措置に係る一連の安全対策、環境保全対策および地域振興対策を継続的に実施するため、次のとおり協定する。

(廃止措置における乙の責務)

- 第1条 乙は、廃止措置については、その工程を明らかにし、安全 かつ速やかに実行すること、およびこれに伴う環境の保全に万全 を期さなければならない。
- 2 乙は、廃止措置の実施に当たっては、立地地域に与える影響に 鑑み、立地地域の振興と発展に最大限努めなければならない。

(廃止措置等に係る報告等)

- 第2条 乙は、廃止措置等の状況について、定期的にまたは甲の求めに応じて、遅滞なく甲に報告するものとする。
- 2 甲は、前項の報告に関し、前条各項に定める責務に鑑み必要が あると認めるときは、乙に対し、適切な対応を求めることができ る。
- 3 乙は、前項の求めに関し、誠意をもって速やかな対応に努めなければならない。
- 4 乙は、甲に対し、廃止措置計画の工程に影響を与えるおそれの ある事象が生じたときは、遅滞なく報告するものとする。

(廃止措置に伴う安全対策)

- 第3条 乙は、廃止措置に伴い発生する解体廃棄物、粉塵、廃液等 の放射性廃棄物について、発生量の低減を図るとともに、汚染の 除去、拡散または漏えいの防止等の安全対策を適切に講じなけれ ばならない。
- 2 乙は、放射性廃棄物の放射能汚染の程度に応じ、区分保管、減 容等を実施するとともに、計画的な搬出を行う等適切に処理しな ければならない。
- 3 乙は、前二項に定める措置を着実に実施するため、安全管理体制の充実強化に努めなければならない。

(廃止措置に伴う環境保全対策)

第4条 乙は、廃止措置に起因する大気または土壌の汚染、水質の

汚濁等の公害の防止に関し、適切な措置を講じなければならない。 2 乙は、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物以外の廃棄物については、可能な限り再利用を進めるとともに、再利用が困難な場合は、産業廃棄物として適正に処分しなければならない。

(地域振興対策)

- 第5条 乙は、地元企業、大学、研究機関等と連携し、廃止措置に 関する研究開発および人材育成に努めるものとする。
- 2 乙は、廃止措置の工事に関する具体的な内容、実施時期等に関する計画を作成し、公表することにより、地元企業の発展および 地元雇用の促進に努めるものとする。

(住民への理解活動)

第6条 乙は、廃止措置計画の内容および廃止措置の実施状況、安全対策、環境保全対策等について、地域住民の理解を深めるため継続的な広報活動に努めなければならない。

(協定書の改定)

第7条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからでもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第8条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、また はこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議し て定めるものとする。

この協定書締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、 それぞれ各1通を保有する。 平成 年 月 日

甲 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県知事 西川 一誠

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号 敦賀市長 渕 上 隆 信

乙 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 理 事 長 児 玉 敏 雄